

## 現場説明書

1	工 事 名 称	令和3年度 学校給食臼田センター建設事業建築（本体）工事
2	工 事 箇 所	佐久市下小田切165番地1 ほか
3	工 事 概 要	学校給食センターに係る建築本体工事 一式 鉄骨造2階建て ガルバリウム鋼板葺き 延べ面積 1,148㎡
4	関 連 工 事	令和3年度 学校給食臼田センター建設事業建築（電気）工事 令和3年度 学校給食臼田センター建設事業建築（管）工事 <b>【以下は同一敷地内で既に発注されている工事】</b> 令和3年度 臼田地区新小学校整備事業 第1工区建築（本体）工事 令和3年度 臼田地区新小学校整備事業 第1工区建築（電気）工事 令和3年度 臼田地区新小学校整備事業 第1工区建築（管）工事 令和3年度 臼田地区新小学校整備事業 第2工区建築（本体）工事 令和3年度 臼田地区新小学校整備事業 第2工区建築（電気）工事 令和3年度 臼田地区新小学校整備事業 第2工区建築（管）工事
5	支 払 条 件	債務負担行為事業
6	注 意 事 項	
	(1)	現場進入口は安全に通行出来るよう整備するとともに、工事現場周辺に仮囲い及び通路養生を行い、作業員及び第3者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で支障がないよう十分注意すること。 また、現場周辺は、住宅が近接しているため、当工事現場の土砂等が近隣の住居等に吹き込まないよう防砂対策等を行うこと。 施工者は関連工事の施工者と互いに協力し、安全管理に細心の注意を払うとともに、安全上必要な仮設については、請負代金の範囲内において設置すること。
	(2)	工事用車両等の通路は請負者の責任において整備を行うこと。また、工事車両等の通行により問題が生じた場合は、請負者の責任において対処すること。
	(3)	工事着手前に現場及び周辺住宅の記録写真を詳細に撮影し、損傷した場合は監督職員の指示により現状に回復すること。
	(4)	近隣の住民等に工事について協力を依頼し、トラブルが発生しないよう配慮すること。 また、通行人に対しての安全についても配慮すること。
	(5)	同一敷地内で同時期に、上記4のとおり関連工事を予定しているため、各請負業者は互いに協力するとともに情報を共有して工事を行うこと。
	(6)	本工事における交通誘導員は、交通誘導員Aを配置すること。安全体制を十分に協議し、関係機関との調整を行い、計画書を提出すること。 なお、自社の従業員で誘導を行う場合は、警備業法14条で規定する以外のものとし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置しているものとみなし、協議のうえに変更する。
	(7)	保険の期間については、工期プラス1ヶ月程度加入のこと。 なお、保険の種類は特記仕様書に記載しているので確認すること。

(8)	<p>建退共に加入し契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書（又は理由書）を提出すること。</p> <p>なお、工事契約後は必要枚数分の共済用紙を購入し、原則として現物支給とすること。</p>
(9)	<p>部分払いの対象とする工事材料については、工事現場に搬入済みの材料及び製造工場等にある材料で、監督員の検査に合格したものとする。</p> <p>なお、製造工場等にある工事製品を計上する際は、受注者の当該製品に対する支出が確認できた場合とする。</p>
(10)	<p>本工事は、「令和3年度 学校施設環境改善交付金」の対象事業である。補助事業で必要となる書類の作成に要する資料の提出に協力すること。</p> <p>また、監督職員の指示により、工事着手前、工事中及び完了時等の写真を記録し、画像データを提出すること。</p>
(11)	<p>給食センターについては令和5年4月から稼働となり、同時期に臼田地区新小学校の開校が予定されるため、工期内にしゅん工検査を受検し、引き渡しができるよう工程管理を行うこと。</p> <p>また、引渡しにあたっては、施設の維持管理方法や各機器の操作方法について、給食センター職員へ十分に説明すること。</p>
(12)	<p>厨房機器設置については、上記4の関連工事に含まれず、別途発注される。厨房機器設置業者が決定次第、関連工事業者とともに詳細打合せを行い、互いに協力しながら工事を進めること。</p> <p>なお、厨房機器への設備配線・配管等については、想定される厨房機器の仕様に基づき、設計者にて検討している。</p>
(13)	<p>本工事の目的物である給食センターは学校と一体となって建築確認を受けているので、留意すること。</p>
(14)	<p>令和3年度の支払限度額に対する出来高率は、年度末出来高検査時点で29%以上とし、入札後調整により定める。</p>